

島原地域広域市町村圏組合職員懲戒取扱規程

昭和62年1月24日訓令第1号

改正 平成9年3月31日訓令第2号 平成12年3月23日訓令第1号

平成20年1月29日訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、島原地域広域市町村圏組合職員（以下「職員」という。）の懲戒に関して、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び島原地域広域市町村圏組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（昭和46年条例第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(所属長の責務)

第2条 事務局各課長、消防本部各課長及び消防署長（以下「所属長」という。）は、所属の職員に法第29条第1項各号の一つに該当する行為（以下「規律違反」という。）があるとき、又は所属の職員の規律違反について申告を受けた場合は、直ちに事実を調査し、懲戒手続に付する必要があると認められるときは、次に掲げる必要な証明資料を添えて、懲戒上申書（[様式第1号](#)）により、管理者又は消防長（以下「任命権者」という。）に上申しなければならない。

- (1) 規律違反者（以下「本人」という。）の顛末書又は聴取記録（本人が顛末書の提出又は供述を拒んだときは事実調査書）
- (2) 関係人の聴取書又は陳述書
- (3) その他証拠資料

(審査会の設置)

第3条 職員の懲戒処分の公正を期するため、任命権者の諮問機関として、島原地域広域市町村圏組合職員懲戒審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第4条 審査会は委員8名で組織する。

- 2 委員は事務局職員の中から4人、消防本部職員の中から4人を任命権者がそれぞれ任命する。
- 3 委員長は委員の中から互選する。
- 4 委員長は会議を招集し、会議の議長となり、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する委員が、その職務を代理する。

(審査の要求)

第5条 任命権者は、懲戒を行なうにあたり必要と認めるときは、懲戒審査要求書（[様式第2号](#)）に証明資料を添えて、審査会に当該事案の審査を要求する。

- 2 任命権者は審査要求に際し、必要に応じ、事務局総務課又は消防本部総務課をして、

その事情を調査するものとする。

(審査会の審査)

第6条 委員長は任命権者からの懲戒審査要求書を受理したときは、本人にその旨通知するとともに、すみやかに会議を招集し、審査を行なうものとする。

2 審査会は、委員長及び委員を合わせて6人以上出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会は、必要があるときは本人の弁明を徴し、又は関係者の意見を聞くことができる。

4 審査会は、本人から弁明の申し出があつたときは、その機会を与えることができる。

5 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審査会の記録)

第7条 審査会は、適正かつ公平な審査を行なうよう努力し、その審査経過を記録するものとする。

2 審査会の庶務は、事務局総務課及び消防本部総務課において処理する。

(除斥)

第8条 委員長及び委員は、自己、配偶者、4親等以内の血族又は3親等以内の姻族に関する事件について、その議事に参加することができない。

(報告)

第9条 委員長は、審査会において決定した事項及び会議の顛末については、懲戒審査結果報告書(様式第3号)により任命権者に報告しなければならない。

(訓告処分)

第10条 任命権者は、規律違反が軽微なものであつて、これに対し懲戒処分を要しないと認められるときは、文書又は口頭により、訓告処分を行なうことができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日訓令第2号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月23日訓令第1号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月29日訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号

懲戒上申書

島原地域広域市町村圏組合 管理者又は消防長 殿		平成 年 月 日	
		所属長名	
1 職・氏名生年月日 採用年月日	所属	職名	氏名 年 月 日生 (才) 年 月 日採用
2 規律違反の日時、 場所	年 月 日 時 分頃		
3 発見の事由			
4 規律違反の内容			
5 所属長の意見			
6 添付資料			

様式第2号

懲戒審査要求書

平成 年 月 日	
島原地域広域市町村圏組合 職員懲戒審査会 委員長 殿	
島原地域広域市町村圏組合 管理者又は消防長名	
1 審査対象者職氏 名生年月日	所属 職名 氏名 年 月 日生 (才)
2 規律違反の内容	
3 証明資料	

懲戒審査結果報告書

<p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>島原地域広域市町村圏組合 管理者又は消防長 殿</p> <p style="text-align: right;">島原地域広域市町村圏組合 職員懲戒審査会 委員長名</p>
<p>平成 年 月 日付けで、審査要求があった に対する規律違反について、審査した結果、下記のとおり判定したので報告します。</p>
<p>審査結果</p>
<p>備考</p>